

# 高石市立公民館利用案内

公民館は、市内に6館あり相互に連携を図りながら「まなぶ」「つどう」「むすぶ」をキーワードに講座・貸館・クラブ活動等の場として、地域住民の生涯学習や地域づくり、教育文化活動等の応援をしています。

## 開館時間 休館日

- ★開館時間
  - ①水曜日から日曜日 午前9時～午後10時
  - ②月曜日 午前9時～12時
- ★休館日
  - ①火曜日
  - ②国民の祝日
  - ③祝日が火曜日と重なるときは、その翌日
  - ④年末年始(12月29日～翌年1月3日)

## 使用時間

★使用時間区分は、次のとおりです。(4区分)

区分	午前	午後①	午後②	夜間
使用時間	9時～12時	13時～15時	15時30分～17時30分	18時～22時

## 使用団体

- ★公民館を使用できる団体は、次の条件のすべてを満たす団体です。
  - ①5人以上の団体であること。ただし、取石公民館の音楽室を使用する場合は、3人以上の団体であること。
  - ②構成員の半数以上が市内在住、在勤、在学者であること。
  - ③代表者が市内在住であること。

## 使用不可

- ★次のような場合は、公民館を使用できません。
  - ①営利を目的として使用する場合
  - ②特定の政党や宗教を支持したり、反対する場合
  - ③飲食を目的として使用する場合
  - ④申請の内容と異なった使用をする場合
  - ⑤その他管理上支障がある場合

## 使用申込

- ★使用許可申請書に必要事項を記入し、各公民館へ申し込んでください。
- ★使用申請の受付は、**使用予定日の3ヶ月前から前日まで**です。
- ★申込受付時間
  - ・水曜日から日曜日は、午前9時から午後5時まで。
  - ・月曜日は、午前9時から12時まで。

## 使用制限

- ★一般団体及び登録クラブは、原則として週1区分、月2区分しか許可できません。ただし、連続して2区分を希望する場合は月1日しか許可できません。
- ★登録クラブは、月2区分の使用後、次週以降翌月の使用開始日までの間に優先使用の曜日(室、時間区分原則同じ)に空きがあり、使用を希望する場合は、その週の1区分を使用申請することができます。
- ★一般団体については、月2区分以上の使用を希望する場合は、その使用後、新たに1区分使用申請することができます。
- ★登録クラブの優先使用許可日の変更(振替)はできません。ただし、やむを得ない事由(祝祭日、講師都合等)等により優先使用許可日の変更を希望する場合に、優先使用の曜日(室、時間区分原則同じ)に空きがあるときは、使用申請することができます。
- ★キャンセルの場合は速やかにご連絡ください。

中央公民館 (TEL:265-6422)      千代田公民館 (TEL:264-0886)  
羽衣公民館 (TEL:265-3227)      取石公民館 (TEL:260-0550)  
清高公民館 (TEL:263-5885)      東羽衣公民館 (TEL:262-8545)